

○愛知県名古屋飛行場条例別表第4に規定する航空交通の発達に資する博物館その他の施設として知事が定めるもの等
平成29年9月5日告示第370号

改正 令和5年6月30日告示第279号
令和8年3月27日告示第192号

愛知県名古屋飛行場条例（平成16年愛知県条例第44号。以下「条例」という。）別表第4の規定に基づき、航空交通の発達に資する博物館その他の施設として知事が定めるもの等を次のように定める。

1 条例別表第4に規定する航空交通の発達に資する博物館その他の施設として知事が定めるものは、次の表に掲げる施設とする。

施設の名称	施設の所在地
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館	岐阜県各務原市下切町5丁目1番地
トヨタ産業技術記念館	名古屋市西区則武新町4丁目1番35号
トヨタ博物館	長久手市横道41-100

2 条例別表第4に規定する知事が定める方法は、条例第13条の2第1項に規定する観覧料（条例第13条の3第1項に規定する条例第13条の2第1項の展示物の観覧に係る料金を含む。）と前項の表に掲げるいずれかの施設の観覧に係る料金を併せて納付する場合に交付される観覧券で交付を受けた日から起算して6か月を有効期間とするものによる観覧とする。

3 条例別表第4に規定する知事が定める額は、次の表に定めるとおりとする。

区分	単位	観覧料の額
中学生又は小学生	1人1回につき	440円
大学生又は高校生	1人1回につき	700円
その他の者	1人1回につき	880円

前 文(抄)(令和5年6月30日告示第279号)

なお、第1項の表の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

前 文(抄)(令和8年3月27日告示第192号)

令和9年4月1日から施行する。